



# 消防署からの お知らせ



**10月23日から高圧ガス保安活動  
促進週間が始まります！**

令和6年10月23日(水)から29日(火) までの間は  
全国で一齐に「高圧ガス保安活動促進週間」です。  
今年の標語は

**「見えぬガス 見えぬ危険を見る力」**

高圧ガス保安活動促進週間ってなに？



高圧ガス保安活動促進週間とは、高圧ガス（一般消費者等が使用する液化石油ガスも含む。）の保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としており、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。



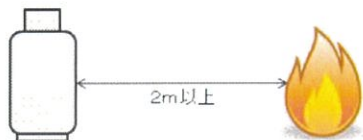
高圧ガスってなに？



高圧ガスとは、一般には大気圧より高いガスを『高圧ガス』と言いますが、その範囲については『高圧ガス保安法』で定められています。  
身近なものでいえばLPガスや炭酸ガス、スプレー缶などがあります。  
特にLPガスは、生活に欠かせないものであり、発火や引火しやすい性質をもっており、火災を起こす危険性の高い物質です。法による基準は以下のとおりです。



## 貯蔵の基準



ボンベは火気から2m以上離して風通しの良い場所で保管してください



直射日光を受けないようにし、40℃以下の温度に保ち、保管してください。



容器が倒れないように平らな場所でご使用（保管）してください



**この機会に危険物の知識を深め  
火災のない明るい街づくりに  
ご協力ください**

